

7月



子育て支援センター



茨城町子育て支援センターは子育て親子に寄り添い、親子のふれあいと絆を深める活動を行っています。

7月の予定

3日(水)	読み聞かせ
12日(金)	お楽しみシアター
17日(水)	読み聞かせ
19日(金)	ボランティアによるピアノ演奏
24日(水)	「集いの場。TU☆NA☆GU」
31日(水)	ボランティアと遊ぼう

ボランティアによるピアノ演奏

7月19日(金)

時間 午前11時～11時15分
場所 まんまる一む(遊戯室)

毎月、子育て個人ボランティアのサニーNAOKOさんによる演奏を実施しています。

ボランティアと遊ぼう

7月31日(水)

時間 午前10時30分～11時30分
場所 まんまる一む(遊戯室)

子育てボランティアと遊んだり、おしゃべりをしたりして過ごしませんか？

町内在住者対象

定期子育て相談（偶数月第2水曜日）

期日 8月7日(水) ※今回のみ第1水曜日となります。
時間 午前10時～11時30分（都合の良い時間にどうぞ）

場所 保健センター 健診室D
テーマ 「食について」など

内容により保健センター(保健師、管理栄養士)と連携して対応します。身体計測も実施しています。テーマ以外の子育てに関する相談でも構いません。

※子育て相談は随时受け付けます。電話相談もお気軽にどうぞ。

町内在住者対象子育てセミナー

「集いの場。TU☆NA☆GU」 ～つながる・なまか・ぐちこぼし～

毎月第4水曜日に子育て仲間とおしゃべりする場を設けました。出会った仲間、職員やボランティアと話して不安を解消し、子育ての楽しさを共有しましょう。どうぞお気軽にご参加ください。妊婦さんやパパの参加も大歓迎です。

対象 平成29年4月2日以降に生まれた子どもとその保護者及び妊婦

期日 7月24日(水) ※毎月第4水曜日

時間 午前10時30分～11時30分

場所 保健センター 健診室

持ち物 バスタオル、水分補給用の飲み物、下靴入れの袋、オムツ替え用シート(代用の物でも可)

新しい遊具のご紹介

『カメさんのジム』

2歳未満のお子さん向けに設置しました。やわらかい素材でできています、小さいお子さんに大人気の滑り台もついています。

どうぞ遊びにいらしてください。



読み聞かせ

毎月第1・3水曜日

時間 午前11時～11時15分
場所 まんまる一む(遊戯室)

子育てボランティアが絵本や紙芝居の読み聞かせに来てくれます。親子でゆったりとお話を楽しめます。

ゆうゆう館 まんまる一む(遊戯室)を開放

日曜祝日、年末年始を除き午前9時から午後5時まで 未就学児とその保護者はどなたでも利用できます。

ボランティアの皆さんのご協力をいただいているので、小さいお子さんや兄弟姉妹が一緒でも、安心して活動に参加できます。

—— 未就学児とその保護者が対象となります。 詳細は、お問い合わせください。 ——

【問合せ先】こども課 子育て支援センター ☎ 029-291-0980 (直通)
茨城町総合福祉センター 「ゆうゆう館」内

子宮頸がん・乳がん・骨粗しょう症・大腸がん検診を実施します！



検診内容及び個人負担金等

検診名	検査項目	対象者	自己負担金
子宮頸がん検診	子宮頸部の細胞診検査	20歳以上の女性	500円
乳がん検診	超音波検査	30～65歳の女性	500円
	マンモグラフィ 2方向(2年に1回)	40歳～49歳の女性	1,000円
	マンモグラフィ 1方向(2年に1回)	50歳以上の女性	500円
骨粗しょう症検診	足のかかとの超音波検査	40歳以上の女性	500円
大腸がん検診	便潜血反応検査 (2日採便法)	40歳以上の男女	300円

年齢は令和2年3月31日現在

※大腸がん検診については、上記日程以外でも容器配布及び回収の日程を設けています。また、一般的な健康診査の日程においても健診会場で回収します。ご希望の方は健康増進課へお問い合わせください。 ※医療機関・人間ドック等で検診を受診された方はお受けできません。

検診会場

茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内

申込期間 7月8日(月)～7月26日(金)



対象に該当している場合、マンモグラフィ検査と超音波検査を同時に受診できるようになりました。

介護保険負担限度額認定の申請について

施設入所利用者の食費・居住費に係る減額措置

介護保険施設に入所（ショートステイ利用時も含む）し、下表に該当する方は食費と居住費の減額措置を受けることができます。
現在、負担限度額の認定を受けている方については、令和元年7月31日をもって有効期限が満了の日を迎えます。8月1日以後、改めて申請する必要がありますので、忘れずに申請してください。

また、平成30年度において非該当になった方も、今年度は該当になることがありますので、対象者に該当する場合は申請してください。なお、申請には通帳のコピー（2か月以内に記帳したもの）・印鑑・介護保険証等及びマイナンバーの記載が必要となります。また、申請に来た方と介護を受ける方の身元を確認できる書類（運転免許証、保険証など）を持参してください。

▶更新期間 令和元年8月1日(木)～8月30日(金)

減額対象者の要件と自己負担の上限日額

世帯の所得状況	居住費（滞在費）					食費
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室（老健・療養等）	従来型個室（特養等）	多床室	
生活保護の受給者等	820円	490円	490円	320円	0円	300円
住民税非課税世帯で、本人の課税・非課税年金 ^{※1} 収入額と合計所得金額の合計が80万円以下、預貯金等が単身1000万円、夫婦で2000万円以下の方。	820円	490円	490円	420円	370円	390円
住民税非課税世帯で、本人の課税・非課税年金 ^{※1} 収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、預貯金等が単身1000万円、夫婦で2000万円以下の方。	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円	650円

※1 平成28年8月1日から非課税年金（遺族年金・障害年金等）を収入として算定しています。

特例措置について

食費と居住費の減額措置の認定が非該当になる方でも下記の要件すべてに該当する場合、特例的に減額措置を受けることができます。

特例減額措置該当要件（すべてに該当すること）

1	世帯の構成員が2人以上であること
2	介護保険施設に入所し、食費・居住費の負担を行っていること（ショートステイ利用含まない）
3	世帯の年間収入から施設の利用負担の見込額を除いた額が80万円以下となること
4	世帯の現金、預貯金等（有価証券、債券等も含む）の額が、450万円以下であること
5	世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
6	介護保険料を滞納していないこと

【申請・問合せ先】長寿福祉課 ☎ 029-291-8407 (直通)